

民間社会福祉施設サービス推進費における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

サービス推進費と福祉サービス第三者評価

民間社会福祉施設サービス推進費の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審（一部の施設を除く。）
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜サービス推進費とは＞

東京都においては、独自に民間社会福祉施設サービス推進費補助を行うことにより、民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画・実施状況」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。サービス改善計画は、受審（実施）年度の 3 月 31 日時点、実施状況は、翌年度の 4 月 30 日時点の情報です。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※「サービス改善計画・実施状況」は、ホームページ及び当該施設内においても公表しています。
※サービス推進費交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	聖ヨゼフホーム	受審(実施)年度 (※)	令和 3 年度	施設番号	62-0017
-----	---------	-----------------	---------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (令和 3 年度)	改善計画 (令和 3 年度末時点)	実施状況(予定を含む) (令和 4 年 4 月 30 日時点)	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 (年 4 月 30 日時点)
支援の標準化 について	理念や養護方針などに掲げられた事柄が、棟の生活場面でどのような関わりをもって具現化できるのか丁寧なすり合わせが望まれます	プロジェクトチーム(PT)を作り、職員の意見収集を行い、養育に関して共通認識を形成しながら「ヨゼフのお仕事」を改訂し、2月の園内研修で読み合わせ、共有を図ることを重点目標の取り組み計画に入れた	① 実施済み 2 実施予定 (年 月 ごろ) 具体的には以下のとおりです。 運営会議で PT (プロジェクトチーム)メンバーを選定し、今年度実施する計画の共有を図った	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。
キャリアパス について	リーダー職をより魅力的にしていくことと並行して、複数の道筋から選べるような複線型のキャリアパスを作っていく必要があると思われます	リーダー職の役割とリーダー職ならではのやりがいについて、再度確認し、研修を通じて学ぶ機会を提供するとともにキャリアパスについても運営会議で協議していくことを重点目標の取り組み計画に入れた	① 実施済み 2 実施予定 (年 月 ごろ) 具体的には以下のとおりです。 リーダー職の役割とリーダー職ならではのやりがいについて、再度確認し、研修を通じて学ぶ機会を提供するとともにキャリアパスについても運営会議で協議していく	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。
リスクマネジメント について	どこまでがインシデントでそこから何が想定されるのか、勉強会や訓練などをしてみてはいかがでしょうか	防災安全委員会主催でヒヤリ・ハットのインシデントとアクシデントについて5月にケース会議を開催し、違いを含め学ぶ機会を提供することを重点目標の取り組み計画に入れた	① 実施済み 2 実施予定 (年 月 ごろ) 具体的には以下のとおりです。 防災安全委員会主催でヒヤリ・ハットのインシデントとアクシデントについて5月にケース会議を開催し、違いを含め学ぶ機会を提供する	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。